

第5回 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会

- 議事概要 -

1. 日時：平成18年12月27日（水） 10:00～13:00

2. 場所：虎ノ門第10森ビル4階 第1会議室

3. 出席者（敬称略）

（委員）

石川 睦夫（財団法人住友財団専務理事）
亀岡 保夫（公認会計士）
川村 義則（早稲田大学商学大学院助教授）
佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）
高山 昌茂（公認会計士）
長 光雄（公認会計士）
藤谷 武史（北海道大学大学院法学研究科助教授）
弥永 真生（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

（五十音順）

（オブザーバー）

野口民事局局付（法務省）

（事務局）

中藤次長、佐伯参事官、范企画調整官、清水企画官、梅澤企画官、石毛参事官補
佐、吉本係長（以上、内閣官房行政改革推進室）
駒形管理室長、鹿沼公益法人行政推進室長、井戸参事官補（以上、総務省大臣官
房管理室）

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 事務局より資料説明
 - ・公益認定に係る主な検討事項
- (3) 自由討議
- (4) 閉会

5 . 議事概要

(1) 開会

(2) 事務局より資料説明

事務局から、資料 1 に基づいて説明した。

(3) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。主な発言は次のとおり。

【遊休財産額規制について】

遊休財産額は旧指導監督基準における内部留保に替わるものと考えられるが、会計上は内部留保とは資産から負債等を控除して算出する貸方概念であり、借方から精査するとなると、会計とは異なる視点に立っている。負債を考慮しないで遊休財産額を算出することには違和感がある。

遊休財産額の比較対象となる「公益目的事業の実施に要した費用の額」における管理費等の扱いについての検討が必要ではないか。

管理費の額が増えれば規制に抵触しないという建てつけは問題。規制に抵触しそうな法人には公益目的事業を拡大させる方向性を持たせるべき。

財産の運用実績の変動に対する備えや、法人の今後の活動拡大のための資金の蓄積など、ある程度の剰余金は必要であるが、これを際限なく認めてしまうと遊休財産額規制の実効性が失われてしまうため、何処までが遊休財産額の対象外として認められうるか、精査が必要。

どういう類型、条件の財産であれば、公益目的事業等への使用、処分の見込みが明らかであるとするか、具体例に即した検討が必要ではないか。

寄附を受けやすくするような仕組みとして欲しい。使用・処分に制限のある寄附財産については、当該制限のある間は遊休財産の対象外とすることも検討してはどうか。

【公益目的事業財産・公益目的取得財産残額について】

法人が公益目的事業財産と位置付けた財産が借入れにより取得したものである場合、資産のみ公益目的取得財産残額に含まれるが、資産と負債はセットで考えられないのか。

(4) 閉会

今回の研究会は平成 19 年 1 月 19 日(金)午前 10 時から行うことが確認された。

以 上